

京都市告示第262号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成23年10月11日

京都市長 門川大作

整理 番号	名称	起 終	点 点
1	壬生水0005号	中京区壬生森前町29番地の79地先 同区壬生下溝町1番地の17地先	
2	淳風水0002号	下京区大宮一丁目565番地の1地先 同区突抜一丁目348番地地先	
3	安寧水0001号	下京区徹宝町411番地地先 同区上之町444番地の2地先	
4	上鳥羽水0078号	南区上鳥羽北中ノ坪町13番地地先 同町15番地地先	
5	桂水5001号	西京区桂坤町20番地の2地先 同町17番地の11地先	
6	桂水5002号	西京区桂坤町17番地の8地先 同町90番地の2地先	
7	住吉水0075号	伏見区景勝町57番地の8地先 同町48番地の5地先	
8	向島水0298号	伏見区向島中島町101番地の8地先 同町107番地の3地先	
9	南浜水0015号	伏見区八幡町431番地の1地先 同上	

(建設局土木管理部道路明示課)